

【国民年金】未支給年金 必要書類リスト

月 日までに、次の書類をご提出ください。

1. 必ず提出・添付する書類

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>	未支給【年金・保険給付】請求書	<ul style="list-style-type: none"> ・当窓口 ・年金事務所 ・日本年金機構HP
<input type="checkbox"/>	亡くなった方の基礎年金番号通知書や年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構
<input type="checkbox"/>	請求者名義の預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等（本人名義） ※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合又は公金受取口座として登録済の口座を指定する場合は不要	<ul style="list-style-type: none"> ・振込を希望する金融機関
<input type="checkbox"/>	戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）★、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）★、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）★のいずれか ※亡くなった方との身分関係、もしくは親子関係を確認できるものに限る ※令和 [] 年 [] 月 [] 日以後発行のもの、かつ、年金請求書提出日の6ヵ月以内に交付されたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・[] 番窓口 ・[] 市役所出張所
<input type="checkbox"/>	住民票（世帯全員・本籍地・続柄記載）★ ※令和 [] 年 [] 月 [] 日以後発行のもの、かつ、年金請求書提出日の6ヵ月以内に交付されたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・[] 番窓口 ・[] 市役所出張所
<input type="checkbox"/>	亡くなった方の住民票の除票（世帯全員の住民票に含まれている場合は不要）★	<ul style="list-style-type: none"> ・[] 番窓口 ・[] 市役所出張所

★の原本については、年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除き、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。

裏面に続く

【国民年金】未支給年金 必要書類リスト

2. 生計同一関係の書類

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>	生計同一関係に関する申立書	・当窓口 ・年金事務所 ・日本年金機構HP
<input type="checkbox"/>	事実婚関係に関する申立書	・当窓口 ・年金事務所 ・日本年金機構HP

3. その他

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>	委任状	・当窓口 ・年金事務所 ・日本年金機構HP
<input type="checkbox"/>	窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの (運転免許証、パスポート等)	—

【国民年金】未支給年金 必要書類リスト

第三者証明に代わる書類<以下のいずれか>

チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>	健康保険被保険者証または組合員証等 ※健康保険等の被扶養者になっている場合（国民健康保険以外）	・事業主 ・共済組合 ・健康保険組合 ・全国健康保険協会
<input type="checkbox"/>	給与簿または賃金台帳等の写し ※給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合	・事業主
<input type="checkbox"/>	源泉徴収票または課税台帳等の写し ※税法上の扶養親族になっている場合	・[] 番窓口 ・[] 市役所出張所 ・事業主 ※令和 [] 年1月1日に 住民登録した市区町村で 発行
<input type="checkbox"/>	定期的を送金されていたことのわかる預金通帳、振込明細書または現金書留封筒等の写し ※定期的に送金がある場合	・金融機関その他
<input type="checkbox"/>	辞令の写し、出向命令の写し、単身赴任手当が分かる証明書の写しなど ※単身赴任による別居の場合 ※生計同一関係の認定が必要な方が配偶者または子である場合に限る	・事業主
<input type="checkbox"/>	入院・入所証明、入院・入所に係る領収書等の写しなど ※病気療養、介護による別居の場合 ※生計同一関係の認定が必要な方が配偶者または子である場合に限る	・病気、介護施設など

★の原本については、年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除き、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。

問合せ先

〇〇年金事務所

所在地 〇〇市・・・

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇部国保年金課 担当 年金係

所在地 〇〇県〇〇市・・・

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇